

【公開版】

提出年月日	令和元年 11 月 6 日	R5
日本原燃株式会社		

六ヶ所再処 理 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第 2 4 条 : 監視設備

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項の適合性

1. 3 規則への適合性

2. 監視設備の基本方針

2. 1 監視設備

2. 1. 1 概要

2. 1. 2 設計方針

2. 1. 3 試料分析関係設備

2. 1. 4 放射線監視設備

2. 1. 5 環境管理設備

3. 試験・検査

3. 1 監視設備に係る試験・検査

2 章 補足説明資料

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

監視設備について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 24 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第 1 表)

【補足説明資料 1-1】

第1表 事業指定基準規則第24条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 2)

事業指定基準規則 第24条 (監視設備)	再処理施設安全審査指針 (指針9)	備考
<p>再処理施設には、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を制御室その他該情報伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第24条は、設計基準において再処理施設の放射線監視を求めたものである。</p> <p>2 第24条に規定する「放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し」とは、再処理施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対応を行えるように放射線源、放出点、再処理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等の適切な場所を監視及び測定することをいう。</p>	<p>2. 再処理施設から放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、その放出状況、放射性物質の物理的あるいは化学的性状、放出管理の方法等を勘案し、適切な測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度を定め、適切な試料採取方法及び計測方法により、施設から環境に放出される放射性物質の濃度及び量の測定又は算出が可能な設計であること。</p> <p>3. 環境における線量率、放射性物質濃度等を監視するため、適切な環境放射線モニタリングが実施できる設計であること。</p> <p>4. 上記1、2及び3に述べた施設内及び環境における放射線監視については、事故時においても線量率、放射性物質濃度等に関する情報を得られるような設計であること。</p>	<p>規則解釈の第1から4項は既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから指針から明確化されたものに留まる。 したがって、新たに追加された要求事項はない。</p>

第1表 事業指定基準規則第24条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2 / 2)

事業指定基準規則 第24条 (監視設備)	再処理施設安全審査指針 (指針9)	備考
<p>3 第24条において、運転時及び停止時における環境に放出する気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>4 第24条において、設計基準事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力委員会決定)を参考とすること。</p> <p>5 第24条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源系統(無停電電源含む。)により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p>	<p>2. 再処理施設から放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、その放出状況、放射性物質の物理的あるいは化学的性状、放出管理の方法等を勘案し、適切な測定対象核種、測定下限濃度及び計測頻度を定め、適切な試料採取方法及び計測方法により、施設から環境に放出される放射性物質の濃度及び量の測定又は算出が可能な設計であること。</p> <p>3. 環境における線量率、放射性物質濃度等を監視するため、適切な環境放射線モニタリングが実施できる設計であること。</p> <p>4. 上記1、2及び3に述べた施設内及び環境における放射線監視については、事故時においても線量率、放射性物質濃度等に関する情報を得られるような設計であること。</p>	<p>規則解釈の第5項の「モニタリングポストについては、非常用所内電源系統(無停電電源含む。)により電源復旧までの期間を担保できる設計であること」と及び「モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること」は、指針に記載がなく、新たに追加された要求事項である。</p>

1. 2 要求事項の適合性

ロ. 再処理施設の一般構造

(p) 監視設備

(イ) 再処理施設の運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基

準事故時において，再処理施設から放出される放射性物質の濃度や，
周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物
質の濃度を監視し，及び測定するため，排気モニタリング設備，排水
モニタリング設備，環境モニタリング設備（モニタリングポスト及び
ダストモニタ），放出管理分析設備及び環境試料測定設備を設ける。

(ロ) 設計基準事故時における対応のため，排気モニタリング設備及び環境

モニタリング設備の測定値を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及
び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。

(ハ) モニタリングポスト及びダストモニタは，電源復旧までの期間の電

源を確保するため，非常用所内電源系統に接続する設計とする。さら
に，モニタリングポスト及びダストモニタは，短時間の停電時に電
源を確保するため，専用の無停電電源装置を有する設計とする。また，
モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対
策所への伝送系は，有線及び無線により，多様性を有する設計とする。

1. 3 規則への適合性

「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）第二十四条では，監視設備について，以下の要求がされている。

（監視設備）

第二十四条 再処理施設には，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

再処理施設の運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，再処理施設から放出される放射性物質の濃度や，周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し，及び測定するため，排気モニタリング設備，排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設けるとともに，放出管理分析設備，環境試料測定設備及び放射能観測車を備える設計とする。また，設計基準事故時における迅速な対応のため，排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備の測定値を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に指示（ここでの指示とは，測定値を表示することをいう。）する設計とする。

運転時及び停止時に再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とする。また、設計基準事故時に監視及び測定するための設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考とした設計とする。

(1) 再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視及び測定

気体廃棄物の放出経路となる主排気筒、北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒には、放出される放射性物質の濃度を監視及び測定するため、排気モニタリング設備として排気筒モニタ及び排気サンプリング設備を設ける設計とする。

液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備には、放出される放射性物質の濃度を監視及び測定するため、排水モニタリング設備として排水サンプリング設備を設ける設計とする。

気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える設計とする。

排気筒モニタは、設計基準事故時における迅速な対応のため、その測定値を中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計とする。また、排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要な排気筒モニタの指示及び記録を行い、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計とする。

(2) 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率等の監視及び測定

再処理施設の周辺監視区域境界付近には、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、環境モニタリング設備

としてモニタリングポスト及びダストモニタを設ける設計とする。

周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える設計とする。

また、設計基準事故時に迅速な対策が行えるよう、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するための放射能観測車を備える設計とする。

モニタリングポスト及びダストモニタは、設計基準事故時における迅速な対応のため、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、空間放射線量率があらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所への伝送系は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。

モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。

【補足説明資料1-1, 1-2】

2. 監視設備の基本方針

2. 1 監視設備

2. 1. 1 概要

監視設備は、周辺環境における線量当量等を監視するためのも
ので、試料分析関係設備、放射線監視設備及び環境管理設備で構
成する。

2. 1. 2 設計方針

監視設備は、次の方針に基づき設計する。

- (1) 再処理施設外の主要な箇所における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定，監視できるようにする。
- (2) 放射線監視設備からの主要な情報は，制御室において集中して監視できるようにする。
- (3) 主排気筒及び北換気筒の放射性物質の環境放出管理に係る放射線監視設備については，特に多重性を考慮する。
- (4) 平常時の放射性物質の放出に係る放射線監視設備は，「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とする。
- (5) 事故時に必要な放射線監視設備は，「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考とした設計とする。
- (6) 環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続するとともに，伝送系は多様性を有する設計とする。

【補足説明資料 1－2】

2. 1. 3 試料分析関係設備

再処理施設の放射線管理に伴う放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の一般化学分析，放射化学分析及び放射能測定を行うため，次の設備を備える。

(1) 放出管理分析設備

気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行う機器を備える。

(2) 環境試料測定設備

周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行う機器を備える。

2. 1. 4 放射線監視設備

放射線監視設備は、屋外モニタリング設備で構成する。

(1) 屋外モニタリング設備

再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル及び再処理施設周辺の放射線レベルを監視するため屋外モニタリング設備を設ける。

屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。

a. 排気モニタリング設備

排気モニタリング設備は、排気筒モニタ及び排気サンプリング設備で構成する。

排気筒モニタは、2系統のガスモニタで構成し、主排気筒及び北換気筒から放出される放射性希ガスの連続監視を行い、中央制御室にて指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要な排気筒モニタの指示及び記録を行い、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。

排気サンプリング設備には、よう素用フィルタ、粒子用フィルタ、炭素-14捕集装置及びトリチウム捕集装置を設けて放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムを連続的に捕集し、定期的に回収・測定する。

排気モニタリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にして計測方法及び試料採取方法を定め、放出される放射性物質の濃度及び量の測定ができるとともに、

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指

針」を参考にして、事故時にも放出される放射性物質の量を把握できる設計とする。

また、安全上重要な施設である主排気筒の排気筒モニタは、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、排気筒モニタの機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。

排気モニタリング設備のモニタリング内容を第8.4-2表に示す。

b. 排水モニタリング設備

液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1放出前貯槽又は第2放出前貯槽から排水をサンプリングするための排水サンプリング設備を設け、サンプリング試料を放出管理分析設備にて分析・測定する。

排水サンプリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にして計測方法及び試料採取方法を定め、放出される放射性物質の濃度及び量の測定ができる設計とする。

c. 環境モニタリング設備

周辺監視区域境界付近に、空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポストを設置する。

また、空気中の放射性物質の濃度を監視するため、粒子状放射性物質を連続的に捕集・測定するダストモニタを設ける。

モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、空間放射線量率があらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所への伝送系は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。

モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。

環境モニタリング設備の測定地点、測定範囲、測定方法及び測定頻度は、「六ヶ所再処理施設周辺の環境放射線モニタリング計画について」を参考にして定めるとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考として、事故時においても周辺監視区域境界の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の状況が把握できるものとする。

【補足説明資料 1 - 2】

第 8.4-2 表 排気モニタリング設備のモニタリング内容

測定対象	測定箇所					測定方法
	主排気筒	北換気筒			低レベル廃棄物処理建屋換気筒	
		使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒 ハル・エンドピース及び		
放射性希ガス	○	—	○	—	—	連続測定
放射性よう素	○	—	○	—	—	連続捕集, 定期的に回収・測定
粒子状放射性物質	○	○	○	○	○	連続捕集, 定期的に回収・測定
炭素 - 14	○	—	—	—	—	連続捕集, 定期的に回収・測定
トリチウム	○	—	○	—	○	連続捕集, 定期的に回収・測定

2. 1. 5 環境管理設備

平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、ダスト サンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備える。

3. 試験・検査

3. 1 監視設備に係る試験・検査

試料分析関係設備，放射線監視設備及び環境管理設備は，定期的に検査及び校正を行うことによりその健全性を確認する。

2 章 補足説明資料

第24条：監視設備

資料No.	再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料		備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
	名称	提出日 Rev	
補足説明資料1-1	追加要求事項の整理	11/6 1	別添資料-1
補足説明資料1-2	モニタリングポスト等の追加要求事項に対する適合方針	10/18 0	別添資料-1

令和元年 11 月 6 日 R 1

補足説明資料 1 - 1 (2 4 条)

1. 追加要求事項の整理

事業指定基準規則第二十四条監視設備について、追加要求事項を次頁に示す。

事業指定基準規則第24条と許認可実績等との比較表(1/9)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>(監視設備)</p> <p>第二十四条 再処理施設には、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射線監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における必要な情報伝達を必要とする他の当該場所に表示できる設備(安全機能を有する)を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第24条は、設計基準において再処理施設の放射線監視を求めたものである。 2 第24条に規定する「放射線物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し」とは、再処理施設の周辺区域や放射線モニタ等により放射線物質の濃度及び空間線量率を監視し、かつ、設計基準事故時に迅速な対応を行えるよう放放射線源、放出点、再処理施設周辺、予想される放射線監視及び経路等の適切な場所を監視及び測定することをいう。 3 第24条における環境に放出する気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放放射線に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考とすること。 4 第24条において、設計基準事故時における監視及び測定に設計に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力委員会決定)を参考とすること。</p>	<p>(再処理事業指定申請書)</p> <p>本文 放射線管理施設の設置 環境に放射線管理を確保するため、以下の設備を設ける。 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 再処理施設外へ放出する放射線監視設備 (ii) 環境放射線モニタリング設備 敷地内に放射線モニタリング設備を設ける。また、敷地内を巡回する放射線モニタリング設備を設ける。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 監視設備 (イ) 再処理施設において、再処理時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における空間放射線量率及び測定するため、排気モニタリング設備(モニタリングポスト及びダストモニタ)、放出管理分析設備及び環境試料測定設備を設ける。 (ロ) 設計基準事故時における排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備の測定値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設及び緊急時対策所に指示できる設計とする。 (ハ) 上記に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射線物質の測定に関する指針」(昭和56年7月23日原子力委員会決定)を参考として設計する。 (ニ) モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所への伝送系は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。 チ. 放射線管理施設の設備 放射線業務従事者等の放射線管理を確保するため、以下の環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 試料分析関係設備 気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射線測定を行うため、放出管理分析設備の放射線測定を行うため、周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射線測定を行うため、環境試料測定設備を備える。 (ii) 放射線監視設備 再処理施設外へ放出する放射線物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するためのモニタリング設備として、排気モニタリング設備、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。 排気モニタリング設備は、排気筒モニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シヤフトモニタで構成する。排気筒モニタは、主排気筒及び北換気筒の使用済燃</p>	<p>「放射線物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し」について、既許可申請書本文項に再処理施設外へ放出する放射線物質の濃度及び敷地内外の放射線等を監視するための屋外モニタリング設備を設けることを記載している。 また、本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書類六「8.4.3 放射線監視設備」に再処理施設外へ放出する放射線物質の放射線レベル及び再処理施設周辺の放射線レベルを監視するため屋外モニタリング設備を設けることを記載している。 「運転時及び停止時における環境に放出する気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射線物質の測定に関する指針」を参考とすること。」について既許可申請書添付書類六「8.4.3 放射線監視設備」に排気モニタリング設備及び排気モニタリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射線物質の測定方法及び試料採取方法を定め、放出される放射線物質の濃度を記載している。 「設計基準事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放射線測定に関する審査指針」を参考とすること。」について既許可申請書添付書類六「8.4.3 放射線監視設備」に排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備は、事故時にも放出される放射線物質の量等を把握できることを記載している。</p>

事業指定基準規則第24条と許認可実績等との比較表(2 / 9)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	<p>添付書類六 8. 放射線管理施設 8.1 概要</p> <p>放射線管理施設は、放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するとともに、周辺環境における線量当量等を監視するたためのもので、出入管理関係設備、放射線監視設備、環境管理設備、個人管理設備等で構成する。放射線監視設備、個人管理設備における線量当量等を監視するたためのもので、出入管理関係設備、個人管理設備及びその他の設備で構成する。放射線分析関係設備においては、分析用の標準試料物質の使用の核燃料物質は、六ヶ所分析施設と共用する。</p>	<p>新規制要求を踏まえた適合方針</p> <p>料受入れ・貯蔵建屋換気筒に設ける。 排気筒モニタは、その測定値を中央制御室に於いて指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超過したときは、警報を発する。また、排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において必要なら排気筒モニタの指示及び記録を行い、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超過したときは、警報を発する。 環境モニタリング設備は、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計で構成し、周辺監視区域境界付近に設ける。 モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、空間放射線量率があらかじめ設定した値を超過したときは、警報を発する。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所への伝送系は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。 モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。</p> <p>(iii) 環境管理設備 敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。</p> <p>添付書類六 8. 放射線管理施設 8.1 概要</p> <p>放射線管理施設は、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）の放射線被ばくを管理するとともに、周辺環境における線量当量等を監視するたためのもので、出入管理関係設備、試料分析関係設備、放射線監視設備、環境管理関係設備、個人管理設備及びその他の設備で構成する。放射線分析関係設備においては、分析用の標準試料物質の使用の核燃料物質は、六ヶ所分析施設と共用する。</p>	<p>比較結果</p> <p>したがって、当該規則に沿って本文記載事項を修正したとしても、記載の適正化に留まる。</p>

事業指定基準規則第24条と許認可実績等との比較表(4/9)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	<p>また、冷却空気出口シヤフトには、ガスモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する。</p> <p>排気モニタリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設において放出放射性物質の測定に関する指針」を参考に放射性物質の濃度及び試料採取方法が定め、放出される放射性物質の測定ができるとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考に、事故時にも放出される放射性物質の量を把握できる設計とする。</p> <p>また、安全上重要な設備である主排気筒の排気筒モニタは、非常用内電源系統に接続する設計とする。さらに、排気筒モニタの機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備のモニタリング内容を第8.4-2表に示す。</p> <p>b. 排水モニタリング設備 液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1放出貯槽又は第2放出前貯槽から排水をサンプリングするための排水サンプリング設備を設け、サンプリング試料を放出管理分析設備にて分析・測定する。</p> <p>排水サンプリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考に、放射性物質の濃度及び試料採取方法を定め、放出される放射性物質の濃度及び試料採取方法を定め、放出される放射性物質の異常の有無を確認するため排水モニタを設け、中央制御室にて指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。さらに、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてても必要な排水モニタの指示及び記録を行い、警報を発する。</p> <p>c. 環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近に、空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポスト及び空間放射線量測定のための積算線量計を配置する。</p> <p>また、空気中の放射性物質を連続的に捕集・測定するダストモニタを設ける。</p> <p>なお、環境モニタリング設備の測定地点、測定範囲、測定方法は、「六ヶ所再処理施設周辺の環境放射線モニタリング計画について」を参考に、測定する放射性物質の種類、放射線計測に関する審査指針」を参考として、事故時においても周辺監視区域境界の空間放射線量率等の状況が把握</p>	<p>には、よう素用ファイルタ、粒子用ファイルタ、炭素-14捕集装置及びトリウム捕集装置を設けて放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリウムを連続的に捕集し、定期的に回収・測定する。</p> <p>また、冷却空気出口シヤフトには、ガスモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する。</p> <p>排気モニタリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考に、放射性物質の濃度及び試料採取方法を定め、放出される放射性物質の濃度及び試料採取方法を定め、放出される放射性物質の異常の有無を確認するため排水モニタを設け、中央制御室にて指示及び記録するとともに、放射線計測を行い、警報を発する。</p> <p>c. 環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近に、空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポスト及び空間放射線量測定のための積算線量計を設置する。</p> <p>また、空気中の放射性物質の濃度を監視するため、粒子状放射性物質を連続的に捕集・測定するダストモニタを設ける。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、空間放射線量率があらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所への伝送系は、有線及び無線により、多様性を</p>	比較結果

事業指定基準規則第24条と許認可実績等との比較表(5 / 9)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果																																																																	
	<p>有する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。</p>	<p>有する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。</p>																																																																		
	<p>第8.4-2表 排気モニタリング設備のモニタリング内容</p> <table border="1" data-bbox="646 1567 1228 2131"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定対象</th> <th colspan="3">測定箇所^{注)}</th> <th rowspan="2">測定方法</th> </tr> <tr> <th>主排気筒</th> <th>北換気筒</th> <th>低レベル廃棄物処理建屋換気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性希ガス</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>連続測定</td> </tr> <tr> <td>放射性よう素</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>連続捕集、定期的に回収・測定</td> </tr> <tr> <td>粒子状放射性物質</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>連続捕集、定期的に回収・測定</td> </tr> <tr> <td>炭素 - 14</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>連続捕集、定期的に回収・測定</td> </tr> <tr> <td>トリチウム</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>連続捕集、定期的に回収・測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋の希釈空気出口シャフトからの排気は、放射性希ガスを監視する。</p>	測定対象	測定箇所 ^{注)}			測定方法	主排気筒	北換気筒	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	放射性希ガス	○	○	—	連続測定	放射性よう素	○	○	—	連続捕集、定期的に回収・測定	粒子状放射性物質	○	○	○	連続捕集、定期的に回収・測定	炭素 - 14	○	—	—	連続捕集、定期的に回収・測定	トリチウム	○	○	○	連続捕集、定期的に回収・測定	<p>第8.4-2表 排気モニタリング設備のモニタリング内容</p> <table border="1" data-bbox="646 742 1228 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定対象</th> <th colspan="3">測定箇所^{注)}</th> <th rowspan="2">測定方法</th> </tr> <tr> <th>主排気筒</th> <th>北換気筒</th> <th>低レベル廃棄物処理建屋換気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性希ガス</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>連続測定</td> </tr> <tr> <td>放射性よう素</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>連続捕集、定期的に回収・測定</td> </tr> <tr> <td>粒子状放射性物質</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>連続捕集、定期的に回収・測定</td> </tr> <tr> <td>炭素 - 14</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>連続捕集、定期的に回収・測定</td> </tr> <tr> <td>トリチウム</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>連続捕集、定期的に回収・測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋の希釈空気出口シャフトからの排気は、放射性希ガスを監視する。</p>	測定対象	測定箇所 ^{注)}			測定方法	主排気筒	北換気筒	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	放射性希ガス	○	○	—	連続測定	放射性よう素	○	○	—	連続捕集、定期的に回収・測定	粒子状放射性物質	○	○	○	連続捕集、定期的に回収・測定	炭素 - 14	○	—	—	連続捕集、定期的に回収・測定	トリチウム	○	○	○	連続捕集、定期的に回収・測定
測定対象	測定箇所 ^{注)}			測定方法																																																																
	主排気筒	北換気筒	低レベル廃棄物処理建屋換気筒																																																																	
放射性希ガス	○	○	—	連続測定																																																																
放射性よう素	○	○	—	連続捕集、定期的に回収・測定																																																																
粒子状放射性物質	○	○	○	連続捕集、定期的に回収・測定																																																																
炭素 - 14	○	—	—	連続捕集、定期的に回収・測定																																																																
トリチウム	○	○	○	連続捕集、定期的に回収・測定																																																																
測定対象	測定箇所 ^{注)}			測定方法																																																																
	主排気筒	北換気筒	低レベル廃棄物処理建屋換気筒																																																																	
放射性希ガス	○	○	—	連続測定																																																																
放射性よう素	○	○	—	連続捕集、定期的に回収・測定																																																																
粒子状放射性物質	○	○	○	連続捕集、定期的に回収・測定																																																																
炭素 - 14	○	—	—	連続捕集、定期的に回収・測定																																																																
トリチウム	○	○	○	連続捕集、定期的に回収・測定																																																																
<p>添付書類七 2.5 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>再処理施設外に放射性の気体廃棄物及び液体廃棄物を放出する場合は、次に述べるように厳重な管理を行い、平成12年科学技術庁告示第13号(第9条)に定める値を超えないようにする。</p> <p>さらに、再処理施設から放出する放射性物質について放出管理目標値を定め「発電用軽水型炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にして測定を行い、これを超えないよう努める。</p> <p>添付書類七 2.5.1 気体廃棄物</p> <p>気体廃棄物は、ファイタ類を経て主排気筒、北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒(以下、北換気筒)と併せて「換気筒」という。この気体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度は、排気モニタリング設備によって監視及び測定を行う。</p>	<p>添付書類七 2.5 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>再処理施設外に放射性の気体廃棄物及び液体廃棄物を放出する場合は、次に述べるように厳重な管理を行い、平成12年科学技術庁告示第13号(第9条)に定める値を超えないようにする。</p> <p>さらに、再処理施設から放出する放射性物質について放出管理目標値を定め「発電用軽水型炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にして測定を行い、これを超えないよう努める。</p> <p>添付書類七 2.5.1 気体廃棄物</p> <p>気体廃棄物は、ファイタ類を経て主排気筒、北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒(以下、北換気筒)と併せて「換気筒」という。この気体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度は、排気モニタリング設備によって監視及び測定を行う。</p>	<p>添付書類七 2.5 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>再処理施設外に放射性の気体廃棄物及び液体廃棄物を放出する場合は、次に述べるように厳重な管理を行い、「線量告示」(第8条)に定める値を超えないようにする。</p> <p>さらに、再処理施設から放出する放射性物質について放出管理目標値を定め「発電用軽水型炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にして測定を行い、これを超えないよう努める。</p> <p>添付書類七 2.5.1 気体廃棄物</p> <p>気体廃棄物は、ファイタ類を経て主排気筒、北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒(以下、北換気筒)と併せて「換気筒」という。この気体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度は、排気モニタリング設備によって監視及び測定を行う。</p>																																																																		

事業指定基準規則第24条と許認可実績等との比較表(6/9)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	<p>主排気筒から放出する排気中の放射性希ガスについては、排気筒モニタにより連続して測定・監視する一方、放射性物質及びトリチウムについては、排気筒モニタ付近に連続サンプリングができきる排気サンプリング設備を設置し、定期的に回収・測定する。</p> <p>排気筒モニタの測定値は、中央制御室等にて指示及び記録する。また、放射能レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、警報を発し、運転員の注意を喚起する。</p> <p>排気筒モニタの警報設定点は、平常時の値及び放出管理目標値を基にして定める。</p> <p>同様に換気筒についても、排気中の放射性物質及び放出放射能量を勘案し、必要な排気モニタリング設備を設置し、監視及び測定を実施する。</p> <p>放出管理の具体的内容については、「4.2.3 放出管理」で述べる。</p> <p>なお、高レベル廃液ガラス固化建屋及びガラス固化体貯蔵建屋での、固体廃棄物の保管廃棄に伴う冷却空気は、冷却空気出口シャフトの排気口から排出する。この気体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度は極めて低いが、排気モニタリング設備により有意な放出のないことを監視する。</p> <p>添付書類七 2.5.2 液体廃棄物 液体廃棄物は、添付書類六「7.3 液体廃棄物の廃棄施設」で述べた処理を行った後、低レベル廃液処理設備の海洋放出管理系から海洋放出管を経て沖合約3kmの海中に放出する。</p> <p>これらの液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめ第1放出前貯槽又は第2放出前貯槽においてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定し、放出量を確認した後放出する。</p> <p>なお、放出の有無を確認するため排水モニタを設け、中央制御室等にて指示及び記録する。また、放射能レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、警報を発し、運転員の注意を喚起する。</p> <p>放出管理の具体的内容については、「4.3.3 放出管理」に述べる。</p> <p>添付書類七 3.3 事故時における測定 放射性廃棄物の放出は、排気筒モニタ等により常時監視されており、その指示に万一異常があれば適切な措置をとる。</p> <p>万一、気体廃棄物又は液体廃棄物の異常放出があった場合に備え、周辺監視区域の放射線レベルを把握するため、可搬型のサンブラ、測定器等を備える。さらに、機動性のある放射能観測車により敷地周辺の空間放射線率及び放射性物質濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を迅速かつ確実に行う。</p>	<p>主排気筒から放出する排気中の放射性希ガスについては、排気筒モニタにより連続して測定・監視する一方、放射性物質及びトリチウムについては、排気筒モニタ付近に連続サンプリングができきる排気サンプリング設備を設置し、定期的に回収・測定する。</p> <p>排気筒モニタの測定値は、中央制御室等にて指示及び記録する。また、放射能レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、警報を発し、運転員の注意を喚起する。</p> <p>排気筒モニタの警報設定点は、平常時の値及び放出管理目標値を基にして定める。</p> <p>同様に換気筒についても、排気中の放射性物質及び放出放射能量を勘案し、必要な排気モニタリング設備を設置し、監視及び測定を実施する。</p> <p>放出管理の具体的内容については、「4.2.3 放出管理」で述べる。</p> <p>なお、高レベル廃液ガラス固化建屋及びガラス固化体貯蔵建屋での、固体廃棄物の保管廃棄に伴う冷却空気は、冷却空気出口シャフトの排気口から排出する。この気体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度は極めて低いが、排気モニタリング設備により有意な放出のないことを監視する。</p> <p>添付書類七 2.5.2 液体廃棄物 液体廃棄物は、添付書類六「7.3 液体廃棄物の廃棄施設」で述べた処理を行った後、低レベル廃液処理設備の海洋放出管理系から海洋放出管を経て沖合約3kmの海中に放出する。</p> <p>これらの液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめ第1放出前貯槽又は第2放出前貯槽においてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定し、放出量を確認した後放出する。</p> <p>なお、放出の有無を確認するため排水モニタを設け、中央制御室等にて指示及び記録する。また、放射能レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、警報を発し、運転員の注意を喚起する。</p> <p>放出管理の具体的内容については、「4.3.3 放出管理」に述べる。</p> <p>添付書類七 3.3 事故時における測定 放射性廃棄物の放出は、排気筒モニタ及び排水モニタにより常時監視されており、その指示に万一異常があれば適切な措置をとる。</p> <p>万一、気体廃棄物又は液体廃棄物の異常放出があった場合に備え、周辺監視区域外の空間放射線率及び放射性物質の濃度を把握するため、可搬型のサンブラ、測定器等を備える。さらに、機動性のある放射能観測車により敷地周辺の</p>	

事業指定基準規則第24条と許認可実績等との比較表(7/9)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
	<p>放射能観測車には、空間放射線量率測定器、空気中の粒子状放射性物質濃度及び放射性物質濃度測定用のサンプリング測定器、無線機等を備える。</p> <p>また、周辺監視区域境界付近に設置するモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、中央制御室等で監視する。</p> <p>添付書類六 8.4.4 環境管理設備 平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、ダストサンプリング等を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備える。また、敷地周辺の一般公衆の線量評価のため、風速、風向、放射線量等を連続観測する気象観測設備を設置する。</p>	<p>空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲及び程度を迅速かつ確実に行う。</p> <p>放射能観測車には、空間放射線量率測定器、空気中の粒子状放射性物質濃度及び放射性物質濃度測定用のサンプリング測定器、無線機等を備える。</p> <p>また、周辺監視区域境界付近に設置するモニタリングポスト及びダストモニタにより空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定し、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所で監視する。</p> <p>添付書類六 8.4.4 環境管理設備 平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、ダストサンプリング、よう素サンプリング及び放射能観測車を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備える。また、敷地周辺の公衆の線量評価のため、風速、風向、放射線量、放射線支量、雨量及び温度を連続観測し、記録する気象観測設備を設置する。</p> <p>気象観測設備は、その観測値を中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所において指示する。</p>	

事業指定基準規則第24条と許認可実績等との比較表(8/9)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>5 第24条において、モニタリングポストについて、モニタリングポスト内に電源系統(無停電電源含む。)により電源復旧までの期間を担保できると。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有すること。</p>	<p>(新規制要求事項のため記載なし。)</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 監視設備 再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、再処理施設から放出される放射性物質の濃度や、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定するため、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備、環境モニタリング設備(モニタリングポスト及びダストモニタ)、放出管理分析設備及び環境試料測定設備を設ける。 (ロ) 設計基準事故時における対応のため、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備の測定値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。 (ハ) 上記に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)及び「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月23日原子力安全委員会決定)を参考として設計する。 (ニ) モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所への伝送系は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。</p> <p>チ. 放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (ii) 放射線監視設備 再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。 排気モニタリング設備は、排気筒モニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタで構成する。排気筒モニタは、主排気筒及び北換気筒の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒に設ける。 排気筒モニタは、その測定値を中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要な排気筒モニタの指示及び記録を行い、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。 環境モニタリング設備は、モニタリングポスト、ダスト</p>	<p>「モニタリングポストについては、非常用所内電源系統(無停電電源含む。)により電源復旧までの期間を担保できると。」及び「モニタリングポストの伝送系は多様性を有すること。」については新規制要求事項である。</p>

事業指定基準規則第24条と許認可実績等との比較表(9 / 9)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
		<p>ト モニタ及び積算線量計で構成し、周辺監視区域境界付近に設ける。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、空間放射線量率があらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所への伝送系は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。</p> <p>(iii) 環境管理設備</p> <p>敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。</p> <p>添付書類六 8.4.3 放射線監視設備</p> <p>(2) 屋外モニタリング設備</p> <p>再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル及び再処理施設周辺の放射線レベルを監視するため屋外モニタリング設備を設ける。</p> <p>c. 環境モニタリング設備</p> <p>周辺監視区域境界付近に、空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポスト及び空間放射線量測定のための積算線量計を設置する。</p> <p>また、空気中の放射性物質の濃度を監視するため、粒子状放射性物質を連続的に捕集・測定するダストモニタを設ける。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において指示及び記録し、空間放射線量率があらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する。また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所への伝送系は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。</p>	